

# 令和2年度

## 定 時 総 会

日 時 令和2年6月13日(土) 午後6時00分～  
場 所 一句石 伊豆の国市中1360

### 式 次 第

- [1] 開 会 の 辞
- [2] 会 長 挨 拶
- [3] 理 事 長 挨 拶
- [4] 議 事 すべて承認されました。
  - 1. 令和元年度事業報告
  - 2. 令和元年度収支決算報告
  - 3. 令和元年度監査報告
  - 4. 令和2年度事業計画(案)
  - 5. 令和2年度収支予算(案)
  - 6. その他
- [5] 閉 会 の 辞

静岡県東部柔道場連盟

<http://www.toubujudo.org/>

## 1. 令和元年度 事業報告

平成31年 4月7日	理事会(指導者講習会終了後)	沼津東高校
4月14日	第16回小学生学年別柔道大会 兼全国小学生学年別県大会 東部支部予選会	香陵武道場
令和元年 5月18日	平成30年度監査	沼津市
5月19日	第16回小学生学年別柔道大会 兼全国小学生学年別県大会	静岡市北部体育館
6月8日	東部柔道場連盟総会	伊豆の国市 一句石
6月15日	東部地区強化練習会	香陵武道場
7月13日 ～15日	東海ブロック小学生強化合宿	愛知県 愛知県武道館
8月11日	第16回全国小学生学年別柔道大会 東部支部出場選手:高岡颯人、藤田郁磨、鈴木彩夏、佐々木心瑞、松村美来、高田樹	愛媛県武
8月17日	東部地区 少年・指導者「形」勉強会	沼市高
8月31日	東部少年柔道大会組み合わせ 理事会	清水町体育館
9月15日	第7回県少年学年別選手権	静岡県武道館
9月29日	静岡県強化練習会 対象:学年別柔道大会県大会出場者からの選抜	静岡市北部体育館
10月6日	第48回東部少年柔道大会 田方地区担当	伊豆の国市長岡体育館
10月20日	地区柔道祭	沼津勤体セ
11月4日	県柔道祭	静岡県武道館
12月21日	団体選手権東部地区順位戦	香陵武道場
令和2年 2月23日	静岡県少年柔道団体選手権大会 (全国少年柔道大会予選会)	静岡県武道館
2月29日 3月7日	小学生学年別地区大会 準備・組合せ	

# 1. 令和1年度 収支計算書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

## 収入の部

△は予算超過を示す。

単位:円

科 目	予算額	決算額	差 異	摘要
1.会費収入	500,000	480,000	20,000	24道場@20,000円
2.事業収入	500,000	612,600	△ 112,600	5・6年23@3,500円, 3・4年27@2,500円, 他5,600円, 個人273@1000円, 学年別186,000
3.負担金収入	200,000	218,000	△ 18,000	総会 懇18@5000 泊16@8000
4.協賛金収入	240,000	243,000	△ 3,000	県柔整師会東部支部60,000円, 16道場183,000円
5.後援事業助成金	30,000	30,000	0	柔道協会東部支部
6.財政調整積立金取崩収入	0	2,000,000	△ 2,000,000	
7.雑収入	132	27,568	△ 27,436	利息
当期収入合計(A)	1,470,132	3,611,168	△ 2,141,036	
前期繰越収支差額	929,868	929,868	0	
収入合計(B)	2,400,000	4,541,036	△ 2,141,036	

## 支出の部

※科目間の流用を認める。

△は予算超過を示す。

単位:円

科 目	予算額	決算額	差 異	摘要
1.事業費支出	1,910,000	1,580,463	329,537	
(1)少年大会費	1,010,000	846,683	163,317	
①会場設営費	200,000	200,000	0	担当地区へ
②賞品費	470,000	500,751	△ 30,751	メダル、レプリカ、賞状、参加賞
③プログラム印刷費	200,000	84,590	115,410	26項530冊
④少年大会事務費	140,000	61,342	78,658	保険、抽選会、会議、資料作成
(2)主催事業費	200,000	73,402	126,598	強化錬成、順位戦
(3)後援・主管事業費	0	167,255	△ 167,255	学年別地区
(4)会議費	400,000	346,863	53,137	
①総会費	350,000	330,663	19,337	18道場34人
②役員会議費	50,000	16,200	33,800	理事・役員・監査会
(5)褒賞費	200,000	136,260	63,740	県大会、全国大会、奨励金、ワッペン
(6)一般事業費	100,000	10,000	90,000	
①慶弔費	70,000	10,000	60,000	
②渉外交際費	30,000	0	30,000	
2.管理費支出	295,000	99,418	195,582	
(1)消耗品費	50,000	18,844	31,156	
(2)通信運搬費	100,000	37,232	62,768	振込、web維持費
(3)印刷費	5,000	0	5,000	
(4)備品費	140,000	43,342	96,658	プリンター
3.積立金支出	0	0	—	
(1)周年記念積立金支出	0	0	0	
(2)財政調整積立金支出	0	0	0	
4.予備費	195,000	0	195,000	
当期支出合計(C)	2,400,000	1,679,881	720,119	
当期収支差額(A)-(C)	△ 929,868	1,931,287	△ 2,861,155	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	2,861,155	△ 2,861,155	

## 2. 貸借対照表

令和2年3月31日

単位:円

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
1. 現金	0	1. 未払金	0
2. 普通預金	2,861,155	負債合計	0
3. 定期預金	0	(資本の部)	
		1. 財政調整積立金	0
		2. 次期繰越収支差額	2,861,155
		資本(正味財産)合計	2,861,155
資産合計	2,861,155	負債・資本合計	2,861,155

## 3. 財産目録

令和2年3月31日

単位:円

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
1. 現金(一般会計)	0			0
2. 普通預金(一般会計)	929,868	1,931,287		2,861,155
3. 定期預金(財政調整積立金)				
① 郵貯定期貯金	1,500,000		1,500,000	0
② 郵貯定期貯金	500,000		500,000	0
合計	2,929,868	1,931,287	2,000,000	2,861,155

以上のとおり報告します。  
令和2年5月3日


会長 工藤 信二 

理事長 神山 信之 

# 監査報告書

令和2年5月3日

静岡県東部柔道場連盟  
会長 工藤 信二 様

監事 松岡 政文 

監事 矢後 忠 

## 1. 監査の概要

静岡県東部柔道場連盟会則第9条に基づき、平成31年4月1日～令和2年3月31日までの令和元年度収支計算書、貸借対照表、財産目録について監査しました。

## 2. 監査の結果

現金、通帳、帳簿、領収証等との照合の結果、収支計算書、貸借対照表、財産目録は会の財産および収支の状況を正しく示しているものと認めます。

## 5. 令和2年度 事業計画

令和2年 4月	理事会(書面表決)	
4月12日	第17回小学生学年別柔道大会 兼全国小学生学年別県大会 東部支部予選会 <b>新型コロナウイルスの為中止</b>	伊豆の国市長岡体育館
5月3日	令和元年度監査	長泉町
5月17日	第17回小学生学年別柔道大会 兼全国小学生学年別県大会 <b>新型コロナウイルスの為中止</b>	静岡県武道館
6月13日	東部柔道場連盟総会 <b>新型コロナウイルスの為書面表決</b>	
<b>未定</b>	東部地区強化練習会(予)	
7月24日 ～25日	東海ブロック小学生強化合宿	岐阜メモリアルセンター
8月10日	東部地区 少年・指導者「形」勉強会	沼市高
8月30日	第17回全国小学生学年別柔道大会 <b>新型コロナウイルスの為中止</b>	神奈川県 横浜武道館
	東部少年柔道大会準備	未定
8月29日	東部少年柔道大会組み合わせ 理事会	清水町体育館
9月21日	第8回県少年学年別選手権	静岡県武道館
2020/9/	静岡県強化練習会(予) 対象:学年別柔道大会県大会出場者からの選抜	静岡市北部体育館
10月4日	第49回東部少年柔道大会 賀茂・三島地区担当	伊豆の国市長岡体育館
10月18日	地区柔道祭	沼津勤体セ
11月3日	県柔道祭	静岡県武道館
12月19日	団体選手権東部地区順位戦	香陵武道場
令和3年 2月21日	静岡県少年柔道団体選手権大会 (全国少年柔道大会予選会)	静岡県武道館
3月20日	小学生学年別地区大会 準備・組合せ	沼市高

## 令和2年度 収支予算書 (案)

令和2年4月1日～令和3年3月31日

### 収入の部

△は前年度比減額を示す。

単位:円

科 目	予算額	前年度予算額	差 異	摘要
1.会費収入	560,000	500,000	60,000	27道場×20,000円・前年度1道場×20,000円
2.事業収入	450,000	500,000	△ 50,000	5・6年30@3,500円, 3・4年30@2,500円, 個人320@1,000円
3.負担金収入	200,000	200,000	0	総会
4.協賛金収入	210,000	240,000	△ 30,000	整復師会30,000円,協賛
5.後援事業助成金収入	30,000	30,000	0	柔道協会東部支部
6.財政調整積立金取崩収入	0	0	0	
7.雑収入	845	132	713	利息
当期収入合計(A)	1,450,845	1,470,132	△ 19,287	
前期繰越収支差額	2,861,155	929,868	1,931,287	
収入合計(B)	4,312,000	2,400,000	1,912,000	

### 支出の部

△は前年度比減額を示す。 単位:円

科 目	予算額	前年度予算額	差 異	摘要
1.事業費支出	1,890,000	1,910,000	△ 20,000	
(1)少年大会費	990,000	1,010,000	△ 20,000	
①会場設営費	180,000	200,000	△ 20,000	担当地区へ
②賞品費	470,000	470,000	0	メダル、レプリカ、賞状、参加賞
③プログラム印刷費	200,000	200,000	0	30p550部
④少年大会事務費	140,000	140,000	0	保険、抽選会、会議、資料作成
(2)主催事業費	200,000	200,000	0	強化錬成、順位戦
(3)後援・主管事業費	0	0	0	
(4)会議費	400,000	400,000	0	
①総会費	350,000	350,000	0	
②役員会議費	50,000	50,000	0	理事・役員・監事会
(5)褒賞費	200,000	200,000	0	県大会、ワッペン、功労表彰額
(6)一般事業費	100,000	100,000	0	
①慶弔費	70,000	70,000	0	
②渉外交際費	30,000	30,000	0	
2.管理費支出	295,000	295,000	0	
(1)消耗品費	50,000	50,000	0	封筒等
(2)通信運搬費	100,000	100,000	0	郵送、振込、電話、web維持費
(3)印刷費	5,000	5,000	0	
(4)備品費	140,000	140,000	0	
3.積立金支出	2,000,000	0	—	
(1)周年記念積立金支出	0	0	0	
(2)財政調整積立金支出	2,000,000	0	2,000,000	
4.予備費	127,000	195,000	△ 68,000	
当期支出合計(C)	4,312,000	2,400,000	1,912,000	
当期収支差額(A)-(C)	△ 2,861,155	△ 929,868	△ 1,931,287	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	0	0	

※科日間の流用を認める。収入増加分の支出増加を認める。

# 静岡県東部柔道場連盟会則

昭和47年8月20日制定  
昭和57年5月15日改正  
平成10年4月11日改正  
平成26年4月26日改正  
平成29年6月10日改正

## 第1章 名称及び事務所

- 第1条 本連盟は、静岡県東部柔道場連盟と称する。  
第2条 本連盟は、事務所を会長の指示するところに置く。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 本連盟は、柔道の普及発展と、会員相互の親睦、融和、協調を図ることを目的とする。  
第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。  
1. 試合・大会等の開催並びに後援。  
2. 講習会・研究会・講演会等の開催並びに後援。  
3. その他、本連盟が必要と認めた事業。

## 第3章 組 織

- 第5条 本連盟は、道場加盟団体をもって組織する。

## 第4章 役 員

- 第6条 本連盟に次の役員を置く。  
1. 会 長 1名  
1. 副 会 長 若干名  
1. 理 事 長 1名  
1. 理 事 若干名  
1. 監 事 2名  
1. 事務局 長 1名

- 第7条 本連盟役員を選任は次のとおりとする。但し、再任を妨げない。  
1. 会長・副会長は、理事会で推挙する。  
2. 理事長は、理事の互選により会長がこれを委嘱する。  
3. 理事は、加盟団体より各2名を選出する。但し、理事長に選任された道場は欠員を増やすことができる。  
4. 監事は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。  
5. 事務局長は、理事長が理事会に諮ってこれを委嘱する。

- 第8条 本連盟の任期は2年とする。  
1. 役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

- 第9条 本連盟役員任期は次のとおりとする。  
1. 会長は、本連盟を統括し、本連盟を代表する。  
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職を代理する。  
3. 理事長は、理事会の議決に基づき、会務を処理する。  
4. 理事は、理事会を構成し、企画・立案・実施の任にあたる。  
5. 監事は、会計の監査にあたる。  
6. 事務局長は、理事長の指示に協力し、会務の処理にあたる。

- 第10条 本連盟に顧問及び参与をおくことができる。  
1. 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、又は会長の要請により理事会に出席し、意見を述べることができる。  
2. 顧問及び参与は、本連盟に功績のあった者、及び理事会で推薦した者を会長が委嘱する。

- 第11条 本連盟は、第4条に規定する事業を円滑に行うため、理事会に諮り、専門委員会を置くことができる。



## 第5章 会 議

- 第12条 会議は会長が招集し、議長は理事長がこれにあたる。
1. 理事の3分の1以上から会議の目的事項が明らかに示しての請求があったときは、会長は速やかに理事会を招集しなければならない。
  2. 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。また、議事は会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。
  3. 会議に出席できないときは、委任状によりその権限を委任することができる。権限を委任した役員はそれぞれの会議に出席したものとみなす。

## 第6章 会 計

- 第13条 本連盟の加盟団体は、本会に定める経費を負担しなければならない。この負担金の額は理事会で定める。
- 第14条 本連盟の会費は、負担金・賛助会費・寄付金・補助金その他の収入をもってこれにあてる。
- 第15条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

## 第7章 加盟及び脱退

- 第16条 本連盟への加盟及び脱退については、理事会の承認を得なければならない。

## 第8章 附 則

- 第17条 本連盟の会則の変更は、理事会において、3分の2以上の同意を必要とする。

## 表彰に関する規定

- 第1項 本連盟の目的達成に功績顕著であると理事会において認めた者は、会長がこれを表彰する。
- 第2項 本連盟会員において、柔道精神に基づく活用行為あり、他の表彰を受けた者に対し表彰、又は記念品を贈り祝意を表す。

## 慶弔に関する規定

- 第1項 慶弔に関する内規を別表のとおり定める。

基準

	慶事	本人死亡の場合			両親及び配偶者	
		香料	弔電	花環	弔電	花環
顧問	会長が必要と認めたとき	10,000	◎	◎	◎	◎
正・副会長		10,000	◎	◎	◎	◎
理事長		10,000	◎	◎	◎	◎
参 与		5,000	◎	◎	◎	◎
監 事		5,000	◎	◎	◎	◎
理 事		5,000	◎	◎	◎	◎
事務局長		5,000	◎	◎	◎	◎
その他		会長が必要と認めたとき				

※ 上の表以外に、必要な事由を生じた場合には、会長は副会長および理事長

## 復会希望

復会希望	三島柔道会	代表：下山隆伸	R2年4月承認済み
復会希望	友愛道場	代表：久保精一	R2年4月承認済み